

令和 7 年 1 0 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 秦野市地域公共交通会議
住 所 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
代 表 者 氏 名 会長 岡村 敏之

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 8 年 1 月 5 日
- 変更箇所
 - ・ 地域公共交通計画別紙
 - ・ 表 1
- 変更理由
事業計画等の変更に伴い「系統キロ程」、「計画運行日数」、「計画運行回数」に変更が生じるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年10月 日

(名称) 秦野市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

秦野市では、公共交通空白・不便地域の解消と市民のモビリティの向上を図ることを目的に、平成20年9月に秦野市地域公共交通総合連携計画を策定し、路線固定型乗合タクシーやデマンド型乗合タクシーの実証運行等の事業に取り組んできた。

また、地域の生活に必要な公共交通を確保するため、湘南神奈交バスが運行する2路線（みくるべ線、松田ランド線）について、平成17年度から年間500万円の運行補助を行ってきたが、平成22年4月28日に平成23年9月末での退出意向が明らかとなり、新たに地域の足を確保するための方策が急務となった。

そこで、平成22年5月7日及び同年7月8日に退出意向申出路線沿線の上地区自治会を通じて、全体説明会を開催し、バス退出後の上地区の交通のあり方について話し合いを行い、同年8月24日に各地区から推薦を頂いた26名で構成する「上地区交通確保検討協議会」が組織された。

上地区交通確保検討協議会は、月1回のペースで会議を開催し、運行形態、運行ルート、運行ダイヤなどについて話し合いを行い、乗合自動車の運行計画を取りまとめた。

平成23年10月から「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けつつ、地域、事業者及び行政が協働して上地区乗合自動車「行け行けぼくらのかみちゃん号」の実証運行を開始し、平成26年10月から本格運行へ移行した。

また、令和元年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置における、外出自粛などが求められていた中でも、地域住民の生活に必要な買い物や通院などのため、継続して運行を実施することで、地域の足の確保を図った。

さらに、令和5年10月からは、利用者のさらなる利便性向上を目的とした、新ルート及び新ダイヤでの運行を開始した。

令和8年1月からは、上地区公共交通協議会において決定した、上地区乗合自動車の存続に向けた新ダイヤ等での運行を開始する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

評価指標	指標の定義	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和10年度)
年間地域公共交通利用者数	乗合タクシー年間利用者数	49,498人	45,611人
地域公共交通サービスの維持	乗合タクシー地区数	4地区	4地区
地域公共交通に係る行政負担額及び収支率	乗合タクシーの行政負担額	14,724千円	13,438千円
	乗合タクシーの収支率(対運行経費)	36.7%	35.6%

※(秦野市地域公共交通計画 68頁 参照)

(2) 事業の効果

乗合タクシーの運行を維持することにより、地域住民における移動手段の確保が図られるとともに、公共交通空白・不便地域の解消に繋がる。
また、外出促進の契機にもなり、地域の活性化が期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 乗合タクシーの運行支援 (市)

ア 上地区乗合自動車については、地域内公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う支線路線として運行する役割と位置付け、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」の活用により、安定的な運営を図る。

イ 事業収入により運行経費が賄えない場合には、その不足する費用の一部を支援する。

② 乗合タクシーの運行方法や運行経路の検証 (市、タクシー事業者、地域)

運行経路や運行方法について適宜検証し、交通事業者の安定的な運営を図る。

③ 乗合タクシーサービスの維持及び利用促進 (市、タクシー事業者、地域)

乗合タクシーサービスの維持及び利用促進に繋がる必要な支援を行う。

※（秦野市地域公共交通計画 51頁 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上地区乗合自動車において、その運行に係る費用総額のうち、秦野市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。（一部運行事業者負担あり。）

※上地区乗合自動車の運行に係る費用総額：15,784千円（令和7年度予定額）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

交通事業者から提供された利用実績及び各種アンケート調査等

種別	主な調査項目
市民アンケート調査	・ 回答者の属性 ・ 現在及び将来の移動に対する不安度 ・ 日常の外出行動（通勤・通学・買物・通院） ・ 地域公共交通（鉄道、路線バス、タクシー、高速バス）の利用実態と意識・要望 ・ 地域公共交通の今後の在り方
公共交通利用者アンケート調査	・ 利用者の属性 ・ 路線バス等の利用状況（利用目的、利用頻度、往復利用状況） ・ 路線バス等の運行サービス満足度

※（秦野市地域公共交通計画 70頁 参照）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象系統を運行する車両について、平成27年度と平成28年度に1台ずつ、乗車定員10人の車両から14人の車両へと更新し、定員超過抑制のために乗車定員14人の中型車両を運行してきた。しかし、平成29年の免許制度改正に伴い、中型二種免許取得者の運転手確保が困難な状況となり、令和5年度の計画から運行車両2両のうち1両を、乗車定員14人から10人乗り車両へ変更した。よって、補助対象系統を運行する車両減価償却費等国庫補助金の補助対象車両は1両となる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
補助対象系統での定員超過発生率0%を目標とする。
(2) 事業の効果
国庫補助金により購入した車両を、乗りこぼしが発生する可能性の高い系統及び時間帯に配車することで、効率的な運行形態の構築が図られるも。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、秦野市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年度～

回数	開催日	主な議論
R 6 第 1 回	令和 6 年 6 月 2 8 日 (対面協議)	○秦野市地域公共交通計画について ○乗合タクシーの利用状況等について ○地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について ○令和7年度地域内フィーダー系統計画認定申請について ○生活交通改善事業計画について ※協議事項である「令和7年度地域内フィーダー系統計画認定申請について」及び「生活交通改善事業計画について」は、協議の結果、承認。
R 6 第 2 回	令和 7 年 1 月 3 1 日 (対面協議)	○令和7年度秦野市乗合タクシー運行事業補助金に用いる基準単価について ○令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ○乗合タクシー（路線固定型）における事業計画の変更について ○令和7年度地域内フィーダー系統計画の変更について ○秦野市地域公共交通会議規約財務事務取扱要領の制定について ※協議事項である「令和7年度地域内フィーダー系統計画の変更について」は、協議の結果、承認。
R 7 第 1 回	令和 7 年 6 月 2 5 日 (対面協議)	○乗合タクシーの利用状況等について ○地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について ○神奈中バス「秦15 秦野駅～震生湖」について ○令和7年度秦野市地域公共交通会議予算（案）について ○令和8年度地域内フィーダー系統計画認定申請について ○秦野市地域公共交通計画の評価等について ○生活交通改善事業計画について ※協議事項である「令和7年度秦野市地域公共交通会議予算（案）について」、「令和8年度地域内フィーダー系統計画認定申請について」、「秦野市地域公共交通計画の評価等について」、「生活交通改善事業計画について」は、協議の結果、承認。
R 7 第 2 回	令和 7 年 1 0 月 6 日 (対面協議)	○上地区乗合自動車（行け行けぼくらのかみちゃん号）における事業計画等の変更について ○令和8年度地域内フィーダー系統計画の変更について

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページにて本計画に関するパブリックコメントを実施した。
 また、市民や観光客、公共交通利用者、交通事業者・関係団体及び送迎バス運行事業所を対象にアンケート調査を実施した。
 これらの結果から、地域公共交通を取り巻く課題について整理し、地域公共交通の基本方針のもと、持続可能な公共交通網の構築を目指す計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秦野市桜町一丁目3番2号

(所 属) 秦野市都市部交通住宅課

(氏 名) 山口 優真

(電 話) 0463-82-9644 (直通)

(e-mail) koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
秦野市	株式会社愛鶴	(1) 湯の沢線	渋沢駅 北口	沼代	湯の沢 終点	往4.7km 復4.9km	240日	1,920回			路線定期運行	②(2) 半径1キ ロメートル以内 にバスの停留 所、鉄軌道 駅、海港及び 空港が存しな い集落、市街 地その他の交 通不便地域と して地方運輸 局長等が指定 する地域の住 民等の移動確 保のための地 域間交通ネット ワークに接続 するフィーダー 系統又は地域 間交通ネット ワークに接続 する乗用タク シーによる運 行であること。	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	③前年度補助対象期間から 地域公共交通計画又は生 活交通確保維持改善計画に 基づき運行されているもの。
	株式会社愛鶴	(2) みくるべ・八沢循環線	渋沢駅 北口	(みくる べ經由 八沢線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往15.5km (循環系統)	240日	720回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	
	株式会社愛鶴	(3) 八沢・みくるべ循環線	渋沢駅 北口	(八沢経 由みくる べ線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往15.4km (循環系統)	240日	1,200回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更後

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
秦野市	株式会社愛鶴	(1) 湯の沢線	渋沢駅 北口	沼代	湯の沢 終点	往4.7km 復4.9km	240日	1,560回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	③前年度補助対象期間から 地域公共交通計画又は生 活交通確保維持改善計画に 基づき運行されているもの。
	株式会社愛鶴	(2) みくるべ・八沢循環線 (令和7年10月～12月)	渋沢駅 北口	(みくる べ經由 八沢線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往15.5km (循環系統)	60日	180回			路線定期運行	②(2) 半径1キ ロメートル以内 にバスの停留 所、鉄軌道 駅、海港及び 空港が存しな い集落、市街 地その他の交 通不便地域と して地方運輸 局長等が指定 する地域の住 民等の移動確 保のための地 域間交通ネッ トワークに接 続するフィー ダー系統又は 地域間交通 ネットワークに 接続する乗用 タクシーによる 運行であるこ と。	小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	
	株式会社愛鶴	(2) みくるべ・八沢循環線 (令和8年1月～9月)	渋沢駅 北口	(みくる べ經由 八沢線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往14.8km (循環系統)	180日	540回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	
	株式会社愛鶴	(3) 八沢・みくるべ循環線 (令和7年10月～12月)	渋沢駅 北口	(八沢経 由みく るべ線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往15.4km (循環系統)	60日	300回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	
	株式会社愛鶴	(3) 八沢・みくるべ循環線 (令和8年1月～9月)	渋沢駅 北口	(八沢経 由みく るべ線) ※循環 系統	渋沢駅 北口	往14.7km (循環系統)	180日	720回			路線定期運行		小田急小田原線渋沢駅 北口ロータリーを起点と し、運行時間帯を合わ せる。	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。